

## 建設工事における課税事業者・免税事業者の確認について

平成元年4月10日建振第24号土  
木部内各室課長、各地方公所長  
あて 土木部長通知

消費税法（昭和63年法律第108号）の導入に伴い、県営建設工事の請負契約締結に際しては、課税事業者と免税事業者（課税売上高が年3,000万円以下の事業者のうち納税義務が免除される事業者）とで使用する請負契約書が異なることについては既に通知しているところです。これに伴い、今後、契約の相手方が課税事業者であるか免税事業者であるかの確認については下記により行ってください。

### 記

- 1 平成元年4月1日以降、契約の相手方の確認は、工事ごとに別紙1又は2の届出書を落札後3日以内に提出させることにより行うこと。
- 2 「課税期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日」の欄は、契約の相手方の営業年度（個人事業者……暦年、法人……定款等に定める会計年度）を記入させると。  
ただし、平成元年度前半においては、課税期間の記入に当たって、始期は平成元年4月1日からとなり、終期は契約の相手方の営業年度の終期を記入することとなること。
- 3 請負契約書に貼付すべき収入印紙は、契約書に消費税額が明示されている場合（例：課税事業者と契約する場合）は、請負代金額から消費税額を控除した金額に対応する税額の印紙を、また、契約書に消費税額が明示されていない場合（例：免税事業者と契約する場合）は、請負代金額に対応する税額の印紙を貼付させること。

平成元年4月10日建振第24号本  
庁各部局長、議会、監査委員及  
び各委員会の事務部局の長、医  
療局長、企業局長あて 土木部  
長通知

消費税法（昭和63年法律第108号）が平成元年4月1日から適用されたことに伴い、土木部所管の県営建設工事の請負契約の締結に際しては、今後、別紙写しのとおり、契約の相手方が課税事業者であるか又は免税事業者であるかの確認を行うこととしましたので、参考までにお知らせします。

別紙写し省略

別紙1

課税事業者届出書

年 月 日

様

住 所  
氏 名

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者）となるのでその旨届出します。

記

課税期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

別紙2

免税事業者届出書

年 月 日

様

住 所  
氏 名

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）となるのでその旨届出します。

記

課税期間 自 年 月 日  
至 年 月 日